

注文の多い食材店利用ルールブック

1 趣旨

このルールブックは、注文の多い食材店株式会社（以下「食材店」という。）が提供する「食材定期便」の利用方法について定めるものとします。

2 提供するサービス

提供するサービスは、以下の各号のとおりとします。

(1) 生産物（商品）の提供サービス

本州一の広さを誇り、海、山、里のめぐみ豊かな岩手の良さを十分に知り尽くした生産者が、愛情をこめて育てた農畜水産物を毎月選りすぐって食卓へお届けする。

(2) 前号に付帯するサービス

3 お届けする商品

食材定期便によりお届けする商品は、次の各号に応じ当該各号に定めるものとします。

(1) 森や大地のめぐみ類

春キャベツ、トマト、レタス、キノコ、山ぶどう、寒締めホウレン草、大根、りんご、野菜、米などをいう。

○ 特徴 平野部は清らかな水と水はけの良い土壌に恵まれた米どころ。北上山系の丘陵地は、日当たりも良く、四季折々の野菜や果実栽培に適した土壌環境です。

(2) 海のめぐみ類

ワカメ、牡蠣（かき）、ホタテ、アワビ、ウニ、イカ、サンマ、サバ、サケなどをいう。

○ 特徴 早春の山々の雪解け水が川から森の養分を注ぎ込み、海は栄養豊かなのです。また、黒潮と親潮が交わる三陸沿岸は、世界三大漁場のひとつで回遊魚が豊富に獲れる漁場です。

(3) 高原のめぐみ類

牛乳、短角牛の肉、ブランド豚の肉などをいう。

○ 特徴 北上高地から広がる丘陵地を生かした酪農が盛んな岩手のなかで、傾斜地で自然放牧された牛たちは、土の栄養をたっぷり蓄えた牧草を食み、力強く育ちます。

4 契約生産者

契約生産者は、あらかじめ食材店において審査し、食材店が相応の能力を有すると認めたものに限り契約を締結しているものを言います。

5 会員

食材店があらかじめ定める方法で会員の登録をしたお客様をいいます。

なお、会員は、別に定める会員規約の規定に従わなければなりません。

6 定期便

定期便とは、食材店が旬の商品をセレクトして、指名する契約生産者から月に1度会員に直送する仕組みです。

なお、定期便の契約は、1年間とします。更新もできるものとします。

7 実施期日

平成29年1月20日